

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	平成25年度	次回見直し予定	平成30年度
条例名		神奈川県子ども・子育て支援推進条例			
条例番号		平成19年神奈川県条例第6号		法規集	第6編第1章第3節の3
所管室課		県民局次世代育成部次世代育成課			
条例の概要		子どもや子育ての大切さ、子ども・子育て支援の重要性について、すべての県民が認識を共有し、子ども・子育て支援の取組みを推進していくことをねらいとし、その基本理念や推進体制等を定めている。			
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	将来に向けての神奈川の持続的発展のため、県民が子どもを安心して生み育てることができる環境づくりは、引き続き必要性が高い。 県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民が、相互に連携・協力して子ども・子育て支援を推進する必要性は以前にも増して高まっており、必要な条例である。			
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	本条例に基づき、子ども・子育て支援に関する推進に関する取組みが着実に進められ、事業者や県民・団体による取組みの促進が図られている。			
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	本条例に基づき、県としての子ども・子育て支援施策が総合的に展開されるとともに、認証制度、表彰、支援月間などの枠組みの下、事業者や県民・団体による子ども・子育て支援の取組みの可視化が図られ、公的な枠組みが設けられたことによる活動の活性化に繋がっている。			
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	本条例は、「子ども・子育てを支える社会環境の整備」を掲げる「かながわグランドデザイン」の基本方針に適合している。			
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	子ども・子育て支援について基本理念や、支援の取組体制などを定めており、制定後の法令の制定・改廃状況を踏まえても、憲法、法令に抵触する規定はない。			
見直し結果	その他				
	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				